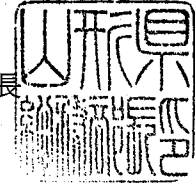


学文 第 6 0 0 号
平成 28 年 3 月 3 日

各学校法人理事長 殿

山形県総務部長



平成 28 年度以後の監査事項の指定について（通知）

私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 9 条に規定する補助金（山形県私立学校一般補助金）の交付を受ける学校法人で、知事を所轄庁とする学校法人が、法第 14 条第 3 項の規定に基づき、知事に届け出る平成 28 年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書（以下「監査報告書」という。）に係る監査事項について、平成 28 年 3 月県告示第 197 号をもって別添のとおり指定されたのでお知らせします。

については、下記の点に留意の上、遺憾のないようお取り計らい願います。

なお、昭和 52 年 10 月 21 日付け文第 415 号「昭和 52 年度以後の監査事項の指定について」は、平成 27 年度の監査報告書を限りとして廃止します。

記

1 監査報告書の添付義務について

- (1) 法第 14 条第 3 項ただし書の規定により、補助金の額が寡少であって、知事の許可を受けた学校法人は、その許可を受けた会計年度については監査報告書の添付義務を免除されるものであること。
- (2) 法第 14 条第 3 項ただし書の規定における「補助金の額が寡少」であるとは、当該学校法人に対する山形県私立学校一般補助金の一会計年度交付額（以下「補助金額」という。）が、1,000 万円に満たない場合であること。
- (3) 監査報告書の添付義務免除に係る申請は別記様式により、当該年度末日（3 月 31 日）までに知事に提出すること。

2 監査事項について

監査事項の内容については、別紙1のとおりであること。

3 公認会計士等の業務制限について

監査の依頼に際しては、当該公認会計士又は監査法人が貴学校法人と公認会計士法（昭和23年法律第103号）第24条又は第34条の11に規定する著しい利害関係を有する等の者でないことを確認する必要があるが、著しい利害関係の有無については、公認会計士法施行令第7条又は第15条及び日本公認会計士協会の倫理規則等を参考とすること。

別記様式

文 書 番 号
年 月 日

山形県知事 殿

所在地
学校法人名
理事長名

印

○年度監査報告書の添付免除申請書

○年度財務計算書類に添付する監査報告書について、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項ただし書の規定により、その添付を免除されるよう申請します。

監査事項の内容について

1 資金収支計算書について

(1) ア 資金収支計算は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号。以下同じ。）の定めるところに従って行われているかどうか。

(ア) 当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出は正しく計上されているかどうか。

(イ) 当該会計年度における支払資金の収入及び支出の計上並びにそのてん末は妥当であるかどうか。

イ 上記アの具体的内容のうち特に留意すべき事項は次のとおりである。

(ア) 収支の繰上げ又は繰下げを行っていないかどうか。

(イ) 資金収入調整勘定及び資金支出調整勘定の計上は、妥当であるかどうか。

(ロ) 資金収支計算書における「前年度繰越支払資金」及び「翌年度繰越支払資金」の額は、期首並びに期末の貸借対照表における現金預金有高と一致しているかどうか。

(エ) 収入及び支出の各科目への区分は正しく行われているかどうか。

(オ) 寄付金や学校債による資金の受入れが、適正に行われているか。

特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意すること。

(2) ア 資金収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

イ 記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第9条、第10条、第11条、第12条及び第14条に従っているかどうか。

(注) 資金収支内訳表及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書については、所轄庁に届け出る計算書類であるが、監査事項からは除外されていること。

2 事業活動収支計算書について

(1) ア 事業活動収支計算は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われているかどうか。

(ア) 当該会計年度の教育活動収入及び教育活動支出は正しく計上されているかどうか。

(イ) 当該会計年度の教育活動外収入及び教育活動外支出は正しく計上されているかどうか。

- (ウ) 当該会計年度の特別収入及び特別支出は正しく計上されているかどうか。
- イ 上記アの具体的内容のうち特に留意すべき事項は次のとおりである。
 - (ア) 減価償却額及び退職給与引当金繰入額は正しく計上されているかどうか。
 - (イ) 教育活動収支、教育活動外収支及び特別収支の各科目への区分は正しく行われているかどうか。
 - (ウ) 基本金組入額及び基本金取崩額は、正しく計上されているかどうか。
 - (エ) 寄付金（現物寄付を含む。）の受入れが、適正に行われているか。特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意すること。
 - (オ) 各収支差額は正しく計上されているかどうか。
- (2) ア 事業活動収支計算書の表示方法は学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。
 - イ 記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第18条、第19条、第20条、第21条、第22条及び第23条に従っているかどうか。
 - (注) 事業活動収支内訳表については、所轄庁に届け出る計算書類であるが、監査事項からは除外されていること。

3 貸借対照表について

- (1) すべての資産及び負債は、学校法人会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。
 - ア 資産の評価は、妥当であるかどうか。
 - イ 負債は、すべてを網羅して計上されているかどうか。
- (2) 基本金要組入額は正しく把握されているかどうか。
- (3) 基本金及び繰越収支差額は、学校法人会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。
- (4) 貸借対照表の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第32条、第33条、第34条、第35条及び第36条に従っているかどうか。

4 収益事業に係る計算書類について

- (1) 会計処理及び計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って行われているかどうか。
- (2) 計算書類の作成に当たって、その記載科目、記載方法及び様式は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従っているかどうか。



山形県公報

平成28年3月1日(火)

第2726号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例施行規則……………(健康福祉企画課) ……209

告 示

- 私立学校振興助成法に基づく監査事項の指定……………(学事文書課) ……212
- 有害図書類の指定……………(若者支援・男女共同参画課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……213
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……214
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し……………(障がい福祉課) ……215
- 基本測量の終了の通知……………(農村整備課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(林業振興課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……216
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 河川区域の指定……………(河川課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

公 告

- 農用地利用配分計画の認可の申請……………(農政企画課) ……217
- 一般競争入札の公告……………(中央病院) ……218

規 則

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例施行規則をここに公布する。

平成28年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第2号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(正当な理由により行う場合)

第2条 条例第16条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる用途に供するために同条各号に掲げる行為をする場合とする。

(1) 次に掲げる機関等における学術研究又は試験検査の用途

イ 国の機関

ロ 地方公共団体及びその機関

ハ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成

様式第3号

第 号
年 月 日

様

山形県知事

印

警 告 書

下記1の行為は、山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号）第16条第号の規定に違反するので、同条例第18条第1項（第2項）の規定により、下記2の措置を採るよう警告します。

（なお、この警告に従わない場合、同条例第19条第1項の規定により、下記2の措置を採るよう命じる場合があります。）

記

1 行為

(1) 行為をした者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

(2) 日時

(3) 場所

(4) 内容

2 採るべき措置及びその期限

告 示

山形県告示第197号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第3項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人等が同条第2項の規定により届け出る平成28年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定し、平成28年度の監査報告書から適用する。

昭和52年10月県告示第1735号（昭和52年度以後の私立学校振興助成法に基づく監査事項の指定）は、平成27年度の監査報告書を限りとして廃止する。

平成28年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。

山形県告示第198号

山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成28年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子